

## 東京慈恵会医科大学における評価活動について

### 1. 大学の概要

東京慈恵会医科大学は、明治14年(1881年)学祖・高木兼寛が京橋区鎗屋町11番地(現在の中央区銀座四丁目4番1号)に成医会講習所を開設して英国医学を教授したのが始まりで、明治18年には、わが国最初の看護婦教育所を設立し、医師と看護師が協力して働く医療(チーム医療)を実現させた。教育・研究、および診療などに関する資料は、東京慈恵会医科大学記録として昭和34年以来、数年に1度発行されている。現在は、教育・研究年報として毎年発行し、第22号を数えている。また、平成6年10月には大学自己点検・評価委員会が発足し、平成10年には大学自己点検・評価報告書が作成された。平成14年度に大学基準協会の第三者評価を受けている。

#### 1-1. 沿革

明治14年(1881)	成医会講習所創立(初代校長 高木兼寛)
明治18年(1885)	看護婦教育所開設
明治36年(1903)	日本初の私立医学専門学校として認可
大正10年(1921)	東京慈恵医院医学校となる
昭和26年(1951)	学校法人慈恵大学に改名
昭和27年(1952)	東京慈恵会医科大学
昭和31年(1956)	大学院医学研究科博士課程設置
昭和35年(1960)	医学進学課程設置
平成3年(1991)	医学部の進学課程、専門課程廃止
平成4年(1992)	医学部看護学科開設
平成6年(1994)	大学自己点検・評価委員会発足
平成8年(1996)	統合型カリキュラム導入
平成10年(1998)	大学自己点検・評価報告書作成

#### 1-2. 大学組織

学校法人慈恵大学は、東京慈恵会医科大学に医学部医学科、同看護学科、東京慈恵会医科大学大学院医学研究科、総合医科学研究センター、慈恵青戸看護専門学校、慈恵第三看護専門学校、慈恵柏看護専門学校および4つの大学附属

病院を設置している。(資料1)

**【教員・研究者】 (H14.4現在)**

教員・研究者総数	2,151名
学長(第10代 栗原 敏)	1名
名誉教授	30名
教授	88名
客員教授	78名
助教授	173名
講師	347名
助手	1,068名
専攻生	34名
医員	332名

**【学生数】**

学生総数	1,545名
学部学生	1,271名
医学科	644名
看護学科	125名
博士課程	81名
専門学校生	695名

## 2. 評価の概要

### 2-1. 評価理念

評価の理念は、建学の精神に立脚して教育、研究、診療等の水準を維持、向上させ、社会的使命を果たすために、各分野の活動状況を自ら点検、評価し、その結果を大学の活性化、改革、発展のために自主的に活用することにある。

### 2-2. 評価目的

評価目的には、研究に対する意欲的な取り組みを喚起し、研究体制の点検とボトムアップを行い、先駆的な研究を支援する体制の構築を掲げ、評価を継続してゆくことで、教員の研究業績の基礎をつくることを視野に入れている。

## 2 - 2 . 評価の契機と沿革

昭和62年6月	大学実施点検評価委員会が実施され、大学基準協会の自己点検に準じて評価委員会の評価項目に従って点検・評価が実施され、平成元年3月に中間報告をまとめた。
平成6年10月	大学自己点検・評価委員会が発足。
平成8年1月	大学自己点検・評価規定および大学自己点検・評価委員会運営細則を制定し、同年4月に診療部門、管理運営、研究部門に関する評価について検討を開始した。
平成9年9月	「各種会議・委員会の活動状況に関するアンケート調査」として提言を行い、報告書をまとめた。
平成10年3月	「担当業務年間報告書」に従来の報告内容に加えて自己点検・評価事項を盛り込んで報告するための基準を作成した。
平成10年12月	「教育・研究業績」および「診療部門」に関する自己点検・評価を実施した。
平成12年3月	第50回の評価委員会において報告書が承認され学長報告を行い、評価結果の公開を行った。
平成14年	大学基準協会の第三者評価を受けた。

学内の自己点検・評価を確実に実行するためには、点検・評価の目的を明確に示すことに加え、組織整備が不可欠であると考えている。また、点検・評価を定着させるために、基礎データの提供支援体制の確立が必要で、定量データについては大学記録等への記録とともに、担当者の意識改革が重要である。

附属柏病院に診療と研究を並行して行える研究施設(臨床医学研究所)を設置したが、十分な研究成果が上がらない状況が続いており、いかに診療と研究の両立を図るかについて検討する中で、研究業績評価の重要性を認識し、平成15年度に同研究所において評価トライアルを実施した。

## 2 - 3 . 評価体制

大学自己点検・評価委員会は基礎・臨床・看護学科等委員より評価委員を構成し、総合医科学研究センターの評価委員会は評価対象者の所属する部署の責任者(室長・部長・所長) 学内若手教授の5名にて評価委員会を構成している。

大学自己点検・評価委員会	
委員長	阿部 俊昭 (脳神経外科学 教授)
委員	井上 聖啓 (内科学講座 神経内科 教授)
	川村 将弘 (薬理学第1 教授)
	大川 清 (生化学第1 教授)
	景山 茂 (薬物治療学研究室 教授)
	櫻井 美代子 (看護学科 教授)
	高木 敬三 (専務理事)
事務担当	総務課

総合医科学研究センター評価委員会	
委員長	衛藤義勝 (DNA医学研究所所長)
委員	栗原 敏 (センター長)
	福田国彦 (アイソトープ実験施設長)
	[ 所属責任者 ]
	[ 若手教授 ]
	高木 敬三 (専務理事)
事務担当	研究支援課

### 3. 評価の特徴

東京慈恵会医科大学では、研究者等の業績評価をメインに評価活動を行っているが、行動評価を取り入れた評価のトライアルを実施している。また、教官任期制度でも人物評価に重点がおかれている。

大学では、医学科各講座、看護学科の各領域、総合医科学研究センターなどを対象として教育、研究、診療、社会的活動に関する評価対象資料を蓄積し、毎年、教育研究年報(資料2)を発刊してきたが、現在はこれを使って教員評価を実施するには至っていない。

自己点検・評価の主な対象は、教育、研究、診療、管理運営及び社会的貢献の各分野とし、自己点検・評価を実施するために大学自己点検・評価委員会を設置した。原則として5年周期で実施される総合的、体系的な自己点検・評価結果は、各教職員及び理事会、教授会、研究科委員会、評議員会等へフィードバックされ、自己点検・評価結果を真摯に受け止め、各分野の活性化、活動水準の向上、改革等に積極的に活用されている(資料3)。

総合医科学研究センターの各研究者の適性・指導力・達成力・情報発信力等を客観的に評価し、評価結果を各研究者にフィードバックすることによって、

個人の意識改革を促したり、必要に応じて所属部署の変更や、研究専任者から診療従事者への変更を助言している。また、民間や他大学の研究機関への転出を促すことによって人的交流を図ることなども視野に入れている。

### 3 - 1 . 行動評価について

大学の講座員においては、教育、研究、臨床（診療）、大学の管理・運営への協力が評価対象となるが、いずれかの評価対象が優れていればポジティブに評価しようと考えている。また、医師の病院における評価では30にも及ぶ評価項目（コメディカルからの勤務評価も含む）によってA～D評価を実施しているが、評価者の評価尺度のばらつきなどを調整するのに苦労している。患者やコメディカルからのクレームが多い問題のある医師の評価においては、重大な問題を未然に防ぐ意味でも評価後のフォローアップ体制を充実させることが重要であると考えている。現在、評価システムの確立のためトライアルを実施している。（資料4）

### 3 - 2 . 研究開発課題の評価について

現在の評価対象は教官に対する個人業績評価に重点が置かれているため、現在は行っていない。今後、トライアルを行っていく予定である。

### 3 - 3 . 業績評価の基準設定と周知について

総合医科学研究センターの教員を対象とする評価は本学実施に至っていない。現在は、トライアルを行っている段階で明確な評価基準の設定はできていない。概ね9月から10月に評価項目を本人へ提示・提出依頼、上長に対して行動評価を依頼し、10月から11月にかけて集計、11月から12月にかけて評価委員による評価、1月に本人通知、2月から3月にかけて評価に対する本人（評価対象者）の弁明を受けて、再評価することを想定している。

また、私学の場合、人材や研究体制が必ずしも十分でないため、評価基準に関しても、大学の運営方針を盛り込んだ特徴的なものになりがちであると考えている。

### 3 - 4 . 業績評価の方法について

個人業績評価に関しては、インパクトファクターの数値の比較ではなく、上

位400誌までに載っている論文であるかどうか、または各分野においてA～Dくらいのランクに分けた評価指標を用いることを考えているが、厳密に数量化した定量的評価になっていない。今後は被引用件数なども検討する予定である。

### 3 - 5 . 評価結果の活用について

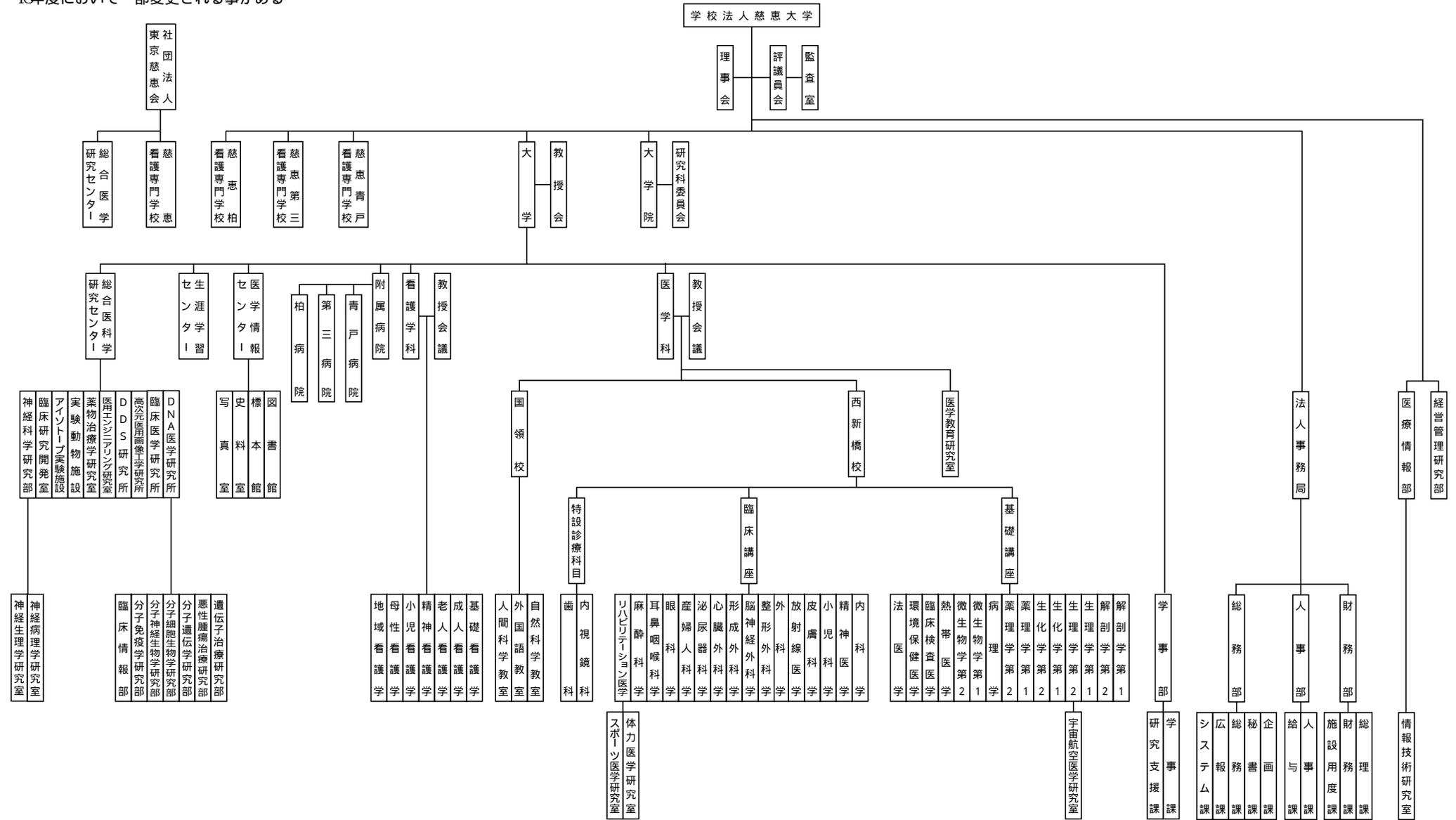
主として、本人の意識改革を求めるものであるが、本人の適性も含めてアドバイスすることを想定している。具体的には活動が著名な教官へのインセンティブとして対処したいと考えており、方策を検討中である。最終的な評価の活用方向としては、人事や給与体系の見直しにも反映させていく予定である。

### 3 - 6 . 教官任期制度について

総合医科学センターや一部の講座において任期制の導入が始まっている。対象は助手のみで、任期は2年で再任は可能である。任期制における評価は業績評価よりも、人物評価（行動評価）にウエイトを置いて実施している。また、特任教授制度を設け、3年任期で契約をしている。特任教授制度は、教育、研究、診療の各分野で、大学に対する貢献が期待できる教員を対象として、期間を定めて委嘱することができるものである。

学校法人慈恵大学および東京慈恵会医科大学組織図（平成16年4月1日現在）

\*16年度において一部変更される事がある



# 東京慈恵会医科大学

## 教育・研究年報

第 22 号

平成 14 年 4 月～平成 15 年 3 月

(2002 年 4 月～2003 年 3 月)

2 0 0 2

# ま え が き

学長 栗原 敏

東京慈恵会医科大学教育・研究年報，2002年版（平成14年度版）を発行します。この年報が最初に発行されてから丁度22年経過しました。この間，大学を取り巻く社会情勢は大きく変化し，大学には一層情報公開が求められています。また，質の高い大学をめざして，自己点検・評価や，第三者による評価が積極的に行われつつあります。この教育・研究年報は，本学の教育・研究の現状を知り，教育と研究を改善し向上をはかるための資料として発行されてきました。この教育・研究年報に掲載されている業績はデータベース化され，個人の研究業績として蓄積され，将来的に評価にも使われることになると思います。

一昨年，本学は大学基準協会の相互評価を受けました。学部教育や教育施設などは高い評価を得ましたが，大学院を中心とする研究の活性化を図るようにとの指摘を受けました。また，看護学科は研究を活性化して特色をもたせるようにとの講評がありました。それを受けて研究の活性化を図っています。しかし，診療と研究の両立は医科大学にとって今後の大きな課題です。

この教育・研究年報は，本学全体の教育と研究の現状を知るだけでなく，各教員の1年間の教育と研究への取り組みとその成果を知るためにも重要です。

この年報を活用することによって，教員が自己点検・評価し，今後の教育と研究の発展につなげていただければ幸いです。

年報を発行するにあたり，執筆，編集，校正に多大なご尽力をいただいた方々に心から御礼申し上げます。

# 目 次

まえがき	学長 栗原 敏	
凡 例		
学事報告		1
医学科	教学委員長 川村 将弘	1
看護学科	教学委員長 芳賀 佐和子	4
カリキュラムの変遷と現状		5
医学科西新橋校	教学委員長 川村 将弘	5
国領校	副教学委員長 村上 義和	9
平成14年度カリキュラムの概要		11
看護学科	教学委員長 芳賀 佐和子	19
大学院	大学院委員長 栗原 敏	21
医学情報センター	センター長 清水 英佑	26
図書館		
国領分館		
標本館		
史料室		
写真室		
生涯学習センター	センター長 森山 寛	31
東京慈恵会医科大学雑誌(慈恵医大誌)	編集委員長 川村 将弘	32
Jikeikai Medical Journal (JMJ)	編集委員長 大野 典也	33
講座, 研究部および研究室の主要研究業績		34
〈医 学 科〉		
講座(特設診療科を含む)		
基礎医学		34
解剖学第1	教授 河合 良訓	34
解剖学第2	教授 石川 博	37
生理学第1	教授 馬詰 良樹	41
生理学第2	教授 栗原 敏	43
生化学第1	教授 大川 清	46
生化学第2	教授 大川 清	49
薬理学第1	教授 川村 将弘	51
薬理学第2	教授 川村 将弘	56
病理学	教授 羽野 寛	58
微生物学第1	教授 大野 典也	64
微生物学第2	教授 益田 昭吾	68
環境保健医学	教授 清水 英佑	70
法医学	教授 高津 光洋	75
熱帯医学	教授 渡辺 直熙	77
臨床検査医学	教授 町田 勝彦	81
臨床医学		86
内科学(消化器・肝臓)	教授 戸田 剛太郎	86
内科学(神経)	教授 井上 聖啓	92
内科学(腎臓・高血圧)	教授 細谷 龍男	95
内科学(リウマチ・膠原病)	教授 山田 昭夫	101
内科学(循環器)	教授 望月 正武	103
内科学(糖尿病・代謝・内分泌)	教授 出 鱈尚子	112
内科学(血液・腫瘍)	教授 小林 正之	116
内科学(呼吸器)	助教授 田井 久量	121
総合診療部	助教授 法橋 建	121

精神医学	教授	牛島	定信	130
小児科学	教授	牛藤	義勝	134
皮膚科学	教授	新福	真人	139
放射線医学	教授	福田	国彦	144
外科学	教授	山崎	洋次	148
整形外科	教授	藤井	克之	154
脳神経外科学	教授	阿部	俊昭	158
形成外科学	教授	栗原	邦弘	164
心臓外科学	教授	橋本	和弘	169
産婦人科学	教授	田中	忠夫	174
泌尿器科学	教授	大石	幸彦	179
眼科学	教授	北原	健二	183
耳鼻咽喉科学	教授	森山	寛	189
麻酔科学	教授	天木	嘉清	194
リハビリテーション医学	教授	宮野	佐年	198
内視鏡科	教授	田尻	久雄	203
歯科	教授	田辺	晴康	208
輸血部	教授	星	順隆	212
病院病理部	教授	河上	牧夫	215
救急部	教授	小川	武希	219
総合医科学研究センター				222
DNA 医学研究所	所長	大野	典也	222
遺伝子治療研究部門	教授	大衛	藤義勝	222
悪性腫瘍治療研究部門	教授	大野	典也	226
分子遺伝学研究部門	助教授	山田	尚	229
分子免疫学研究部門	助教授	斎藤	三郎	231
分子細胞生物学研究部門	教授	大野	典也	232
神経科学研究部・神経病理学	教授	田中	順一	235
神経科学研究部・神経生理学	助教授	加藤	藤總夫	238
高次元医用画像工学研究所	教授	鈴木	木直樹	242
DDS 研究所	教授	水島	裕	246
臨床医学研究所	教授	高橋	弘	249
医用エンジニアリング研究室	教授	古幡	博	253
薬物治療学研究室	教授	景山	茂	256
臨床研究開発室	教授	栗原	敏	258
実験動物研究施設	施設長	大川	清	260
アイソトープ実験研究施設	施設長	福田	国彦	263
研究室				265
体力医学研究室	教授	宮野	佐年	265
宇宙航空医学研究室	教授	栗原	敏	267
医学教育研究室	教授	川村	将弘	269
スポーツ医学研究室	教授	宮野	佐年	272
健康医学センター	センター長	和田	高士	274
医学科国領校				277
<看護学科>				283
倫理委員会の年間報告	倫理委員長	高津	光洋	291
学外共同研究				292
あとがき	編集委員長	町田	勝彦	293
索引				295

## 十五．自己点検・評価等

### ．大学として

#### 1．大学・学部の自己点検・評価

##### 1) 自己点検・評価

###### (1) 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

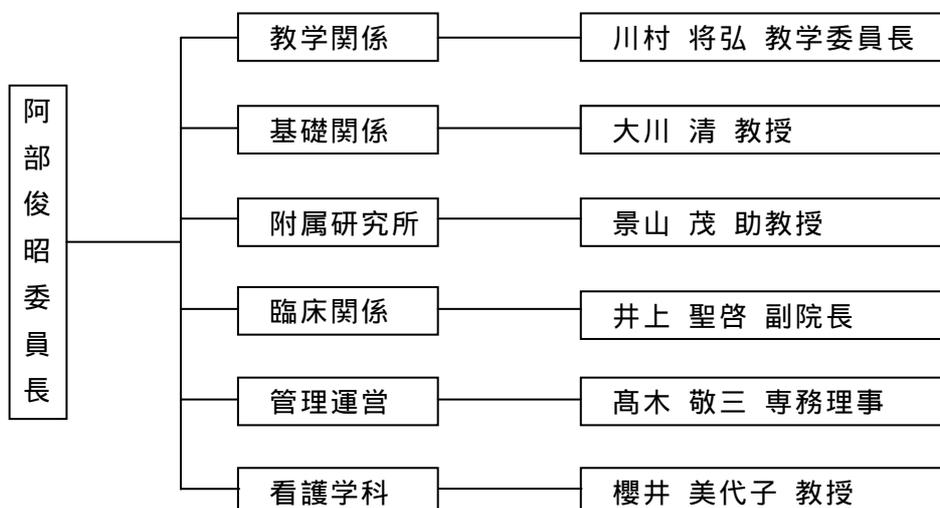
###### a. 現状の説明

本学の、自己点検・評価委員会の委員構成は下記に示すように教育関係 2 名、専務理事 1 名、基礎系 2 名、臨床系 2 名合計 7 名で構成している。(資料 15-1 参照)

具体的な活動は、資料 15-2.「大学自己点検・評価規程」、資料 15-3.「大学自己点検・評価細則」、「別表 1 大学自己点検・評価委員会評価項目」及び「別表 2. 各機関等の事務分担」で構成する規程を「学校法人慈恵大学規程集」の第 一 篇、基本へ掲載し大学一丸となって改善・改革を推進している。

この規程は、本学が建学の精神に立脚して教育、研究、診療等の水準を維持、向上させ、社会的使命を果たすために、各分野の活動状況を自ら点検、評価し、その結果を本学の活性化、改革・発展のために自主的に活用するための基本的事項について規定している。その骨子は、自己点検・評価の主な対象は、教育、研究、診療、管理運営及び経営の各分野とする。自己点検・評価を実施するために大学自己点検・評価委員会を設置する。当委員会は、理事長の諮問に応じ、また独自に適宜献策する。委員会はその献策の実行の実務を委嘱することができる。総合的、体系的な自己点検・評価は原則として 5 年周期とする。自己点検・評価結果は学内外に公表する。学内での公表結果の活用として、各教職員及び理事会、教授会、研究科委員会、評議員会等の各機関は、委員会が報告する自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、各分野の活性化、活動水準の向上、改革等に積極的に努める。また、理事会及び教授会、研究科委員会、評議員会等の各機関は自己点検・評価の結果に基づく改善等に取りこむ教職員、機関、部局等の活動を人的、物的、資金的に支援するものとする。

資料 15-1. 大学自己点検・評価委員会の構成委員



## **b . 点検・評価**

昭和 62 年 6 月 22 日第 1 回の大学自己点検・評価委員会が開催され、大学基準協会の自己点検。評価委員会の評価項目に従って点検・評価が実施され、平成元年 3 月に中間報告書をまとめた。

平成 8 年 1 月 8 日大学自己点検・評価規程及び大学自己点検・評価委員会運営細則を制定した。慈恵大学規程集の 41 ページに掲載し恒常的に実施するよう規定している。

平成 8 年 4 月 18 日第 15 回の委員会で診療部門、管理運営、研究部門に関する評価について検討を開始した。平成 9 年 9 月 18 日第 29 回、「各種会議・委員会の活動状況に関するアンケート調査」として大項目 8 項目の提言を行い報告書としてまとめた。

平成 10 年 3 月 19 日第 34 回「大学記録」の内容と「担当業務年間報告書」の内容の見直しを行い、「担当業務年間報告書」に従来の報告内容に自己点検・評価事項を盛り込んで報告するよう基準を作成した。

平成 10 年 12 月に「本学の現状と課題」及び「大学記録 巻」の原稿が完成し、関係所属長へ配布した。

続いて、「教育・研究業績」及び「診療部門」に関する自己点検・評価を行い、平成 12 年 3 月 15 日第 50 回の委員会において報告書が承認され学長へ報告した。当報告書は、学内は元より、国公立大学で医学部のある大学 79 校へ公開した。

更に、教育・研究・臨床教育の現状と国際的な状況と対比させ今後の慈恵大学の歩みについて検討を行っている。

以上の様に積極的な活動や、文部科学省、大学基準協会、各大学より送付される自己点検・評価報告書等により学内の各現場においても点検・評価の認識が深まっている。

絶えず、自己点検・評価を行い改善・改革を行う必要があることは言うまでも無いが、点検・評価を行う場合の最低条件として、点検・評価の目的を明確に示し学内の自己点検・評価を確実に実行させる組織の整備が必要である。第 2 の条件として、点検・評価を行うための基礎データの提供支援体制の確立が必要で定量データについては大学記録等に収録しているが目覚ましいニーズの変化に対応するには各現場の担当者自身が絶えず積極的に関与する必要がある。

## **c . 長所と問題点**

自己点検・評価委員会で評価報告書を作成し各所属への配布を行い、当初のようなアレルギーはなくなり、積極的な自己点検・評価の必要性の啓蒙ができた。問題点としては、点検・評価にあたり評価する基礎データの作成に時間が掛かりすぎている。この基礎データとは、定性データと定量データがあり、定量データについては、ある程度データベース化を推進しているが、定性データについては、年間業務報告書において担当の報告は元より自己評価を行って報告する様、平成 9 年に基準を作成したので事務系は改善が見られる。

教育・研究・診療に関する業績の評価は一元的に評価でいないが、評価方法を示しできるだけ「評価指数」等により客観的に評価する必要があると考える。そこで、研究業績については、毎年発行する教育・研究年報に各教室・研究室の研究概要と研究業績を収録していたが、各教室・研究室毎に、研究に対する自己点検・評価を掲載するように 1998 年

度より実施し研究手法等の自己評価の助けになっている。

#### **d．将来の改善・改革に向けた方策**

特別な方策とは、基本方針に添った事項を着実に実行することにある。その具体的な項目は「別表1 大学自己点検・評価委員会評価項目」及び「表2．各機関等の事務分担」で点検・評価を行い。その結果が改善・改革へとつながっているかフィードバックを行う。あわせて、第三者相互評価報告書による他大学との比較を行い、本学の改善・改革へ繋げる。

## **2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結**

### **(1) 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性**

#### **a．現状の説明**

本学の自己点検・評価結果は、前項で述べたが次の様に規程されている。各教職員及び理事会、教授会、研究科委員会、評議員会等の各機関は、委員会が報告する自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、各分野の活性化、活動水準の向上、改革等に積極的に努めることとする、と規程している。

#### **b．点検・評価**

現在までに、本学独自の点検・評価を実施し、その結果を規程で定義された項目をありのままに点検・評価し学内外に広く公表する。公表することにより教職員は自己を振り返り改革・改善を絶えず意識し行動するようになりつつある。平成9年9月の「各種会議・委員会の活動状況に関するアンケート調査」等は何でもないような事項であるが、同じような会議等の整理・統合・廃止が行われ効果があったと考える。その他の点検評価報告書では、定例報告では報告されない指数等での分析を行うよう努めたことにより、関係者の参考資料となった。たとえば、研究業績等は impact factor 等を時系列に表示することにより研究者の参考になると思われる。

#### **c．長所と問題点**

前項、点検・評価で述べたが、各教職員が自らを点検・評価し改善することが必要であるが、点検・評価のためのデータを年間業務報告や大学記録に残せるように基準を作成し実行している。問題点としては事務系・診療従事者については有効に実施されているが、教員系については、研究業績の記録を残し更に教育・研究年報に研究にたいする点検・評価を掲載するように実施している。

#### **d．将来の改善・改革に向けた方策**

自己点検・評価を協力を推進しその結果が現実に反映されているか調査を行い効果がでない場合はその原因を究明することが重要である。

基準協会の第三者評価は、自己点検・評価では調査の対象とならない事項や他大学との

比較検討ができたために、改善・改革の貴重な資料として利用する。

更に、職員へのパソコン配布がほぼ 100%普及しているので、学内 WAN（4 病院を結ぶ広域情報網：平成 12 年 6 月完成）を有効利用することが必要である。具体的には、情報網を有効利用した業務改革はもちろんのこと、各セクションや個人が担当する業務の改善・改革に向けた調査が、容易にできるよう情報提供システムを構築することが必要である。

例えば、各種基礎情報のデータベースでの提供・検索である。基礎情報とは教育・研究・診療・管理経営に関する「情報のデジタル化」したものである。この種のデータは WAN（4 病院を結ぶ広域情報網）を通して容易に検索・参照できるものである。

### 3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

#### (1) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

本学の将来への改善・改革の基本構想は、平成 7 年 3 月の慈恵大学百年記念事業委員会答申により、種々の改善・改革が着実に進んでいる。本学の具体的な改善・改革は、大きく分けて、教育・研究・診療・大学の管理の分野ごとに大学基本構想に基づいてプロジェクトチームにより着実に進めている。

しかしながら、その改善・改革が基本構想通りに進捗しているか、大学が社会から求められているニーズへの対応等を客観的に点検・評価し広く学内外に公表することが必要である。自己点検・評価委員会では、評価指標・評価過程等を示し、可能な手法で継続的に実施することが要求されていると考え実施している。

### 4) 評価結果の公表

#### (1) 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

平成 8 年 1 月 8 日大学自己点検・評価規程及び大学自己点検・評価委員会運営細則を制定しその規程により、自己点検・評価を実施した。

平成 8 年 4 月 18 日第 15 回の委員会で診療部門、管理運営、研究部門に関する評価について検討を開始した。平成 9 年 9 月、「各種会議・委員会の活動状況に関するアンケート調査」として大項目 8 項目の提言を行い報告書としてまとめた。続いて、平成 10 年 12 月に「本学の現状と課題」として主に事務系・診療従事者を中心に自己点検・評価を行い報告書としてまとめ、各所属長へ配布した。

更に、平成 12 年 3 月「教育・研究業績」及び「診療部門」に関する点検・評価を行い、報告書としてまとめた。当、報告書は学内はもとより国公立大学の医学部 79 校へ公開した。

更に、教育・研究・臨床教育の現状と国際的な状況と対比させ今後の慈恵大学の歩みについて検討を行っている。

#### (2) 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

自己点検・評価は我が大学の規程に則り実行しているが、自分で定義した点検・評価のみを実施しているのであれば評価が適切であるか疑問がわいてくる。そこには、競争社会

であるので比較検討し自己を改める必要がある。また、この様に、我が大学は改善・改革の実施効果をあげている。と言ったことが期待できるが、自己点検・評価だけでは緊張感がなくなり点検・評価結果も新鮮味がなくなって、その結果を改善・改革に向ける努力が失われがちである。

このような点を解決するのは、外部評価である。外部評価は項目が指定されていて他大学との比較ができ、将来の改善・改革に役立つと思われる。

## ・看護学科の自己点検・評価

### 1) 自己点検・評価

#### (1) 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

##### a. 現状の説明

開学 10 年目を迎えた看護学科では、大学自己点検・評価規程（資料 15-2）に基づき、看護学科の活性化、活動水準の向上・改革に積極的に取り組むために、平成 12 年 12 月 12 日に大学自己点検・評価看護学科委員会を設置した。本委員会は、深谷智恵子、櫻井美代子、濱中喜代、河野洋子の計 4 名で構成され、任期は 3 年である。平成 13 年 4 月 1 日に大学自己点検・評価看護学科委員会運営細則（資料 15-4）が制定され、教育、研究、社会への貢献、管理運営の各分野について自己点検・評価を行うことを定めている。本委員会の自己点検・評価の結果は看護学科教授会議に報告する。教授会議は看護学科の活性化および活動水準の向上、改善・改革に向けて積極的に取り組み、次の自己点検・評価へと繋げていく。

##### b. 点検・評価 c. 長所と問題点

看護学科独自の自己点検・評価項目に沿って活動を開始しようとした矢先に、大学基準協会の第三者相互評価報告書をまとめることになったため、大学の自己点検・評価委員会はもとより、看護学科内においても本委員会の活動に対する関心と意識が高まった。

##### d. 将来の改善・改革に向けた方策

今後は本委員会が定期的に自己点検・評価を行い、さらなる改善を見い出していくことが必要である。

### 2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

#### (1) 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

##### a. 現状の説明

本委員会の自己点検・評価結果は、看護学科教授会議および大学自己点検・評価委員会に報告され、関連する各機関は改善・改革に向けて積極的に取り組むことが大学自己点検・評価規程（資料 15-2）に述べられている。

#### **b . 点検・評価 c . 長所と問題点**

本学における看護学科の自己点検・評価結果を基に、他の看護系大学と連携を図りながら改善・改革に向けた制度システムの検討が必要と思われる。

#### **d . 将来の改善・改革に向けた方策**

本委員会の報告結果を教授会議で充分検討し、さらなる改善・改革に向けて積極的に取り組むことが期待される。また日本看護系大学協議会等が出している「看護学教育のあり方」などを参考に、改善・改革の方向性を見出していくことが必要である。

### **3 ) 自己点検・評価に対する学外者による検証**

該当せず

### **4 ) 評価結果の公表**

上記の項目については、大学自己点検・評価看護学科委員会としてまだ実施していないが、今後は学外者による検証と公表を行っていく予定である。

## **. 大学院の自己点検・評価**

大学院の自己点検・評価は資料 15-2 . 大学自己点検・評価規程、資料 15-3 . 大学自己点検・評価委員会運営細則に規定しているように、大学全体で点検・評価を実施している。

資料 15-2 .

大学自己点検・評価規程

平成 8 年 1 月 8 日 制定

( 前文 )

この規程は学校法人慈恵大学(以下「本学」という)の自己点検・評価に関するものである。本学が建学の精神に立脚して教育、研究、診療等の水準を維持、向上させ、社会的使命を果たすためには、各分野の活動状況を自ら点検、評価し、その結果を本学の活性化、改革・発展のために自主的に活用することが要求される。また、この自己点検・評価は、永続的に行われるべきであるので、ここに本学の自己点検・評価に関する規程を作成し、社会に対する使命達成への姿勢を表明する。

本学の教職員が自己点検・評価の意義と目的とを十分に認識してこの規程を履行することにより、自己点検・評価が適切に行われ、その結果が本学の一層の活性化、発展のために活用されることを期するものである。

( 目的 )

第1条 この規程は、本学の建学の精神を基本とし、大学設置基準第2条及び大学院設置基準第1条の2に準拠し、本学における各分野の活動状況に関する自己点検・評価を実施するための基本的事項について定める。

( 範囲 )

第2条 本学における自己点検・評価の主たる対象は、教育、研究、診療、管理運営並びに経営の各分野とする。

2. 自己点検・評価の範囲、項目等の具体的な内容は別に定める。

( 組織 )

第3条 本学は、自己点検・評価を実施するため、大学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という)を設置する。委員会の構成は別に定める。

2. 委員会は、理事長の諮問に応じ、また独自に適宜献策する。
3. 委員会は、別に定める機関及び各委員会に、自己点検・評価の実務の一部を委嘱することができる。

( 周期 )

第4条 本学の総合的、体系的な自己点検・評価は原則として5年を周期とし、第2条に定めるすべての分野について実施する。

2. 第3条3項に定める各機関、各委員会等に委嘱した自己点検・評価項目の一部については、別に定める計画に従いその都度取りまとめる。

( 結果の公表 )

第5条 本学の自己点検・評価の結果は、報告書の作成、あるいは大学記録への収録等により学内、学外に公表する。

( 結果の活用 )

第6条 本学の各教職員及び理事会、東京慈恵会医科大学教授会、研究科委員会、評議員会等の各機関は、委員会が報告する自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、第2条に定める各分野の活性化、活動水準の向上、改革等に積極的に務めるものとする。

2. 本学の理事会及び東京慈恵会医科大学教授会、研究科委員会、評議員会等の各機関は、自己点検・評価の結果に基づく改善等に取り組む教職員、機関、部局等の活動を人的、物的、資金的に支援するものとする。

( 細則 )

第7条 委員会の運営を円滑に行うため、本規程の細目については別に細則を定める。

( 規程の改廃 )

第 8 条 この規程の改正または廃止は理事会の議を経て行う。

附 則 この規程は平成 8 年 1 月 8 日から施行する。

### 資料 15-3 . 大学自己点検・評価委員会運営細則

平成 8 年 1 月 8 日制定

平成 12 年 11 月 1 日改訂

( 目的 )

第 1 条 この細則は大学自己点検・評価規程(以下「規程」という)に基づき、大学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という)の運営を円滑に行うための細目について定めることを目的とする。

( 委員会の構成 )

第 2 条 委員会は委員長及び委員若干名で組織され、理事長がこれらを指名する。但し、委員長の指名には学長・附属病院長・学科長・教学委員長・理事は除かれる。

2. 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
3. 委員長及び委員の任期は 3 年とし再任をさまたげない。
4. 委員会に欠員の生じた時、理事長の指名により委員を補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

( 会議 )

第 3 条 委員会は定例とし、委員長がこれを招集してその議長となる。

2. 委員長に事故のある時は副委員長が議長代理となる。
3. 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
4. 委員会の議事は出席者の過半数をもって決するものとする。
5. 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

( 点検・評価項目 )

第 4 条 規則第 2 条に定める自己点検・評価は別表 1 の項目について行う。

( 各機関及び委員会等 )

第 5 条 規則第 3 条 3 項に定める各機関及び委員会等(以下「各機関等」という)は、別表 2 の通りとする。

2. 各機関等は、委員会の委嘱に基づき、前条に定める項目のうち、それぞれ関連する項目について自己点検と一次評価の作業を行う。

(報告)

第6条 規則第4条2項に定める各機関等における自己点検・評価の結果は、委員会に報告する。委員会はこれらの資料をもとに点検と最終評価を行い、必要に応じてこれを公表するものとする。

2. 大学は委員会の報告を尊重し、速やかに対応するものとする。

(事務分担)

第7条 各機関等の事務分担は別表2の通りとする。

(改廃)

第8条 この細則の改定または廃止は理事会の議を経るものとする。

附則 この細則は平成8年1月8日から施行する。

## 別表 1 . 大学自己点検・評価委員会評価項目

### . 学校法人における評価項目

#### 1 . 管理・運営分野

##### 1) 本学における経営管理

- (1) 機関・役員
- (2) 建学の精神と伝統の継承及び自治の確保
- (3) 事業計画
- (4) 業務執行の適正化
- (5) 効率性の維持向上

##### 2) 本学における人事管理

- (1) 建学の精神と人事政策
- (2) 人事政策の公平性と公開性
- (3) 計画的な人事政策
- (4) 人事管理の適正化

##### 3) 本学における財政

- (1) 財政計画
- (2) 予算編成
- (3) 予算執行の適正化
- (4) 予算・決算の分析・評価
- (5) 収入拡大への努力

##### 4) 本学における施設・設備

- (1) 校地・校舎
- (2) 体育施設
- (3) 医学情報センター
- (4) 研究用施設
- (5) 自治活動施設
- (6) アメニティの確保
- (7) 学外への開放
- (8) 施設設備と備品の管理
- (9) 教育・研究の推進におけるシステム
- 5) 東京慈恵会医科大学における管理運営
  - (1) 意志決定機関
  - (2) 自治と伝統の継承
  - (3) 教育研究計画
  - (4) 業務執行の適正化・効率化
  - (5) 諸活動の社会への還元
- 6) その他
  - (1) 本学独自の理念、目的
  - (2) 自己点検・評価の体系的システムの確立
  - (3) 意志決定システムの妥当性
  - (4) 医学情報センターの運営
  - (5) 厚生施設の充実
  - (6) 国際交流の推進
  - (7) 大学広報の活用

・ 東京慈恵会医科大学における評価項目

1 . 教育分野

1) カリキュラム

- (1) 一般教養教育カリキュラム（人間学、BMSカリキュラム）
- (2) 各講義科目間の比率
- (3) 座講、実習、演習の比率
- (4) 臨床実習の充実度
- (5) 習評価（時期、評価方法等）
- (6) 出席制度
- (7) 教育内容（教員の認識、熱意、連携講義の充実、学生からの評価など）
- (8) 卒前教育と卒後教育（研修）との連携
- (9) 学年制・単位制
- (10) 卒業後のフォロー・アップシステム
- (11) 教学関係委員会の活動状況
- (12) カリキュラムの自己点検・評価システム

- 2) 入学者選抜方法（方針、方法、体制等）
- 3) 教育体制（意思決定機関・手続き、教員人事、事務組織、情報提供、物的教育資源）
- 4) 学生指導体制

## 2．研究分野

- 1) 研究活動の活性度を検証するシステム
  - (1) 業績の評価
    - a．論文掲載雑誌
    - b．論文生産数と IMPACT FACTOR
    - c．学会発表の状況
  - 2) 研究のための体制・条件
    - (1) 施設、研究設備、共同利用施設の充足度
    - (2) 研究室の基本条件の充足度
    - (3) 研究費の確保（配分・配分基準、研究助成制度等）
    - (4) 留学、国際交流の状況
    - (5) 研究時間、情報網の確保（学術情報、外部機関との連携、インターネット等）
    - (6) 人材の育成・確保
    - (7) 研究補助員・秘書の配属状況
    - (8) 事務組織の整備
  - 3) 研究内容の開示（学内、学外、プライバシーの保護等）
  - 4) 自己点検・評価システムの確立

## 3．診療分野

- 1) 診療科の評価
  - (1) 基本診療（外来、入院）
  - (2) 臨床研究（学会・研究会発表、発表論文等）
  - (3) 人材の育成（専門医資格、学位等）
  - (4) 財政への貢献
  - (5) 患者の立場に立った体制（外来診療待ち時間等）
  - (6) 大学派遣病院への人的貢献（派遣病院、派遣医師等）
  - (7) 大学・病院への貢献
  - (8) 教育への貢献（研修医、医学科、看護学科、看護専門学校、生涯教育）
  - (9) 地域医療への貢献（患者啓蒙活動、地域医師会との交流等）
  - (10) 安全管理体制（リスクマネジメント委員会等）
- 2) 中央診療部門の評価（コ・メディカル の評価を含む）
- 3) 看護部の評価
- 4) 臨床講座の評価
- 5) 病院事務部の評価

．大学院における評価項目

## 1．教育分野

- 1) 大学院教育の目標とカリキュラムの独自性
- 2) カリキュラム編成体制
- 3) 共通カリキュラム（機関、内容、時期、評価等）
- 4) 教員の指導体制
- 5) 学位認定制度（方法、評価、時期等）
- 6) 国際学术交流
- 7) 入学者の選抜（定員、方針、方法、基準、外国語試験等）

## 2．研究分野

- 1) 研究への援助体制
- 2) 研究指導者
- 3) その他の項目は医学部におけるものと同様

## ．看護専門学校における評価項目

### 1．教育分野

- 1) カリキュラム
- 2) 入学者選抜方法
- 3) 教育体制
- 4) 学生指導体制

## 別表2．各機関等の事務分担

### A．学校法人

#### 1．各機関等

##### 1) 総務

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 理事会       | 庶務課 |
| (2) 評議員会      | 〃   |
| (3) 法人事務局     | 〃   |
| (4) 理事会スタッフ部門 | 企画室 |
| (5) 大学の刊行物    | 庶務課 |
| (6) 財政        | 経理課 |
| (7) 規程類       | 庶務課 |

## 2. 各委員会

1) 将来構想委員会	百年記念会事務局
2) 創立百二十周年記念事業募金事務局	当事業事務局
3) 大学自己点検・評価委員会	企画室
4) 大学広報委員会	医学情報センター事務局
5) 合同防火災害対策委員会	庶務課
(1) 大学基礎防火災害対策委員会	学事部
(2) 大学1号館・2号館防火災害対策委員会	〃
(3) 附属病院防火災害対策委員会	庶務課
6) 衛生委員会	教育厚生課
7) 建築委員会	施設用度課
8) その他・大学が認知している委員会	

## B. 東京慈恵会医科大学

### 1. 各機関等

1) 教授会	
(1) 医学科教授会議	学事部
(2) 看護学科教授会議	看護学科・学務課
2) 附属病院	各病院事務局
(1) 本院	
(2) 青戸病院	
(3) 第三病院	
(4) 柏病院	
3) 医学情報センター	医学情報センター事務局
(1) 医学情報センター図書館委員会	
a. 医学情報センター図書館国領分館運営委員会	
(2) 医学情報センター標本館委員会	
(3) 医学情報センターのあり方検討委員会	
4) 健康医学センター	健康医学センター事務局
5) 総合医科学研究センター	
(1) DNA医学研究所	DNA医学研究所
(2) 神経科学研究部	神経病理研究室
(3) 薬物治療学研究室	薬物治療学研究室
(4) アイソトープ実験施設	アイソトープ実験施設
a. アイソトープ実験施設安全管理委員会	〃

b . 全学放射線安全委員会	”
c . アイソトープ研究運営委員会	”
(5)動物実験施設	実験動物施設
a . 動物実験委員会	
(6)医用エンジニアリング研究室	同研究室
(7)高次元医用画像工学研究所	同研究所
(8)臨床医学研究所	”
6) 生涯教育センター	生涯教育センター事務室
a.生涯教育委員会	

## 2 . 各委員会等

### 1) 教育・研究

(1) 教授会議	学事部
a . 医学科教授会議	
b . 看護学科教授会議	
(2) 教学委員会	学事部
a . カリキュラム委員会	
b . 加圧自己点検・評価委員会	
c . 臨床実習教育委員会	
d . 学生担当委員会	
e. 学生保健指導委員会	
f. 学生相談室委員会	
g. 総合試験委員会	
ア. 第 1、2 学年試験実施委員会	
イ. 基礎医科学 総合試験委員会	
ウ. 臨床基礎医学総合試験委員会	
エ. 社会医学 ・ 総合試験委員会	
オ. 床医学総合試験 ・ ・ 委員会	
h. 基礎医科学 口頭試験委員会	
i. 臨床基礎医学口頭試験委員会	
j. O S C E 実施委員会	
k. 臨床実習 O S C E 実施委員会	
l. 選択実習運営委員会	
m. チュートリアル委員会	
n. C P C 委員会	
o. 試験・学事システム改善委員会	
p. 教育施設委員会	
(3) 総合医科学研究センター運営委員会	学事部
(4) 教育研究助成委員会	”



- v. 栄養委員会
  - w. 感染対策委員会
  - x. 病院病理部
  - y. 医療ガス安全管理委員会
  - z. 総合検診委員会
- (2) 院長連絡会議 病院管理課
  - (3) 内科診療部長連絡会議 "
  - (4) 外科診療部長連絡会議 "
  - (5) 看護委員会 看護部
  - (6) 4病院看護部運営委員会 "
  - (7) 薬剤部長会議 薬剤部
  - (8) 医師人事委員会 学事部
  - (9) 青戸病院 青戸病院・事務部
    - a. 診療部会議
    - b. その他各種委員会
  - (10) 第三病院 第三病院・事務部
    - a. 診療部会議
    - b. その他各種委員会
  - (11) 柏病院 柏病院・事務部
    - a. 診療部会議
    - b. その他各種委員会

### 3) その他

- (1) 脳死判定会議 病院管理課
- (2) 附属病院業務改善委員会 "
- (3) 薬物治験審査委員会 治験管理室
- (4) 治験管理室運営会議 "
- (5) 遺伝子治療審査委員会 病院管理課
- (6) 医療用具治験審査委員会 施設用度課
- (7) リスクマネジメント委員会 病院管理課
- (8) バイオセイフティ委員会 "
- (9) 実験廃棄物処理委員会 施設用度課
- (10) 医療連携室運営委員会 医療連携室

### c. 大学院 学事部

#### 1. 各機関等

- 1) 研究科委員会 学事課
- 2) その他関係する機関等の事務分担は東京慈恵会医科大学の2)～6)

## 2. 各委員会

- 1) 大学院委員会 学事課
- 2) その他関係する委員会の事務分担は東京慈恵会医科大学におけると同様

## D. 看護専門学校

### 1. 教育分野

- 1) 各機関等
  - (1) 看護専門学校合同会議
  - (2) 教育主事会議

### 2. 各委員会等

各看護学校・事務室

- 1) 教育主事会議
- 2) 教員連絡会議
- 3) 教員会議